



農業制度資金に対する利子助成事業で、補助金交付事務に誤りがありました

日本政策金融公庫等が農業者に対して融資している農業経営基盤強化資金^{*1}については、県及び市町村が利子助成を行い、農業者の金利負担を軽減しています^{*2}。

その利子助成において、県及び松本市の担当者が、誤って交付要綱に定める補助金の額より低い額を資金借入者（農業者）に申請させた事例が1件ありました。

農業者の方へお詫び申し上げるとともに、このような不適切な事例が二度と起こらないよう、再発防止策を講じ、その徹底に努めてまいります。

1 制度の概要

(1) 農業経営基盤強化資金とは（上記※1）

日本政策金融公庫等が、効率的・安定的な経営体を目指す農業者に対して融資するものです。

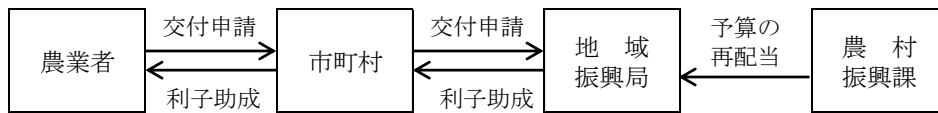
(2) 農業経営基盤強化資金利子助成事業とは（上記※2）

(1)の資金に対し、県及び市町村が利子助成を行い、農業者の経営改善を支援するものです。

(3) 農業経営基盤強化資金利子助成事業の事務処理について

助成対象期間中の借入金残高に助成率を乗じて、利子助成金を算出しています。

【申請の流れ】



【補助金計算式】

$$\text{補助金額} = \text{資金残高} \times \text{助成対象期間} \times \text{助成率}$$

2 本件への対応

県と松本市と相手方が、1月14日付けで仮示談書を締結し、以下のとおり合意しています。支払いにあたり、関連議案を県議会2月定例会に提出予定です。

【示談額】 2,973,016円（平成17年度から令和元年度まで）

【負担額】 県 1,783,810円 松本市 1,189,206円

3 損害発生の原因

- (1) 平成17年度以降の交付申請時、県及び松本市（旧波田町含む）の担当者が、助成率の確認を十分に行わなかったこと。
- (2) 事業創設以降の度重なる制度改正により、個々の金利適用日や助成率が複雑であること。

4 再発防止策

- (1) 令和3年12月10日から15日にかけて、県及び市町村の担当者を対象に研修会を4回実施し、助成率の確認方法や事業の変遷等、執行上の注意点を共有しました。
- (2) マニュアル及びチェックシートを整備し、補助金交付前の確認を徹底します。
- (3) 令和3年12月15日に、農政部関係の現地機関の長を対象とした会議にて、事案の発生について共有し、再発防止策の徹底を周知しました。

農政部農村振興課中山間農村・金融係
(課長) 飯島和久 (係長) 中沢道彦 (担当) 松山幸永
電話 026-235-7242 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 3105
FAX 026-235-7483
E-mail noson@pref.nagano.lg.jp